

【新旧対照表】要求水準書（案）

頁	新	旧	備考欄
表紙	宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 ※その他、事業の名称に関わる部分を同様に修正	宝塚市ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業	修正
新 P.1 旧 P.1	第1 総則 1 本書の位置付け 本書は、宝塚市（以下「市」という。）が宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に求める業務の要求水準であり、事業者が実施しなければならない標準的な業務内容を定めるものである。ただし民間事業者の創意工夫による業務改善やサービスレベルの向上、コスト削減に期待することから、民間事業者の提案により各業務内容が適切に実施可能な場合、内容の変更を行うこととする。	第1 総則 1 本書の位置付け 本書は、宝塚市（以下「市」という。）が宝塚市ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に求める業務の要求水準であり、事業者が実施しなければならない標準的な業務内容を定めるものである。ただし民間事業者の創意工夫による業務改善やサービスレベルの向上、コスト削減に期待することから、民間事業者の提案により各業務内容が適切に実施可能な場合、内容の変更を行うこととする。	修正
新 P.1 旧 P.1	第1 総則 2 事業の背景・目的 このような状況のもと、国は民間の経営力や技術力、柔軟な工夫を取り入れながら事業の効率化を図る管理・更新一体マネジメント方式による水の官民連携（ウォーターPPP）の導入を推進している。 ※その他、名称に関わる部分を同様に修正	第1 総則 2 事業の背景・目的 このような状況のもと、国は民間の経営力や技術力、柔軟な工夫を取り入れながら事業の効率化を図る管理・更新一体マネジメント方式によるウォーターPPPの導入を推進している。	修正
新 P.1 旧 P.1	第1 総則 2 事業の背景・目的 これらを踏まえ、市はウォーターPPPの導入にあたり、次の基本方針のもと事業を実施する。 ① 市民生活を支える重要な下水道施設として、平常時のみならず災害時等においても、安定的かつ継続的な下水道サービスの提供を確保する。 ② 人口減少に伴う下水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う改築需要、経営状況の変化を踏まえた経営の健全化、効率化に努め、持続可能な下水道事業運営を行うこと。 ③ 民間事業者の経営力及び技術力を活用し、市職員への技術継承及び計画的な人材育成を推進するとともに、将来を見据えた技術職員の体制を構築し、市が担う政策立案及び経営判断機能を維持する。 ④ DX等の最先端技術の導入を推進し、業務の高度化及び効率化を図るとともに、維持管理と更新を併せて実施することにより、下水道施設の一体的マネジメントを推進する。 ⑤ 地元企業との連携を促進し、地域資源の活用や人材の雇用等、地域経済の成長及び発展に寄与するとともに、地域住民等との協働により、地域と一体となった下水道事業の実施を目指す。	第1 総則 2 事業の背景・目的 これらを踏まえ、市はウォーターPPPの導入にあたり、次の基本方針のもと事業を実施する。 ① 市民生活を支える重要な下水道施設として、平常時のみならず災害時等においても、安定的かつ継続的な下水道サービスの提供を確保する。 ② 人口減少に伴う下水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う改築需要、経営状況の変化を踏まえた経営の健全化、効率化に努め、持続可能な下水道事業運営を行うこと。 ③ 市が担うべき政策・経営判断機能を維持していくことはもとより、将来にわたって技術職員を確保していくため、民間事業者の経営力及び技術力を活用しつつ、市職員の技術継承及び人材育成を図る。 ④ DX等の最先端技術の導入を推進し、業務の高度化及び効率化を図るとともに、維持管理と更新を併せて実施することにより、下水道施設の一体的マネジメントを推進する。 ⑤ 地元企業との連携を促進し、地域資源の活用や人材の雇用等、地域経済の成長及び発展に寄与するとともに、地域住民等との協働により、地域と一体となった下水道事業の実施を目指す。	修正

頁	新	旧	備考欄															
新 P. 4 旧 P. 4	<p>エ 計画・設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業計画変更 ・ストックマネジメント計画策定 (汚水のみ) ・修繕改築詳細設計 (汚水のみ) 	<p>オ 計画・設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業計画変更 ・ストックマネジメント計画策定 ・修繕改築詳細設計 (汚水のみ) 	追加															
新 P. 6 旧 P. 6	<p>(5) 想定事業量 (又は想定業務量)</p> <p>本事業で実施する各業務に関する、過年度実施数量を参考数量として以下に示す。ただし、ストックマネジメント計画に基づく業務については、計画値としている。</p> <p>③ 住民対応業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分類</th> <th>参考見込み数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故初動対応 (事業範囲全域対象)</td> <td rowspan="2"> 事故発生箇所及び通報箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 </td> </tr> <tr> <td>通報初動対応 (事業範囲全域対象)</td> </tr> <tr> <td>災害対応 (事業範囲全域対象)</td> <td> 災害対応箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・風水害 約 10 件/年 </td> </tr> </tbody> </table>	業務分類	参考見込み数量	事故初動対応 (事業範囲全域対象)	事故発生箇所及び通報箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 	通報初動対応 (事業範囲全域対象)	災害対応 (事業範囲全域対象)	災害対応箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・風水害 約 10 件/年 	<p>(5) 想定事業量 (又は想定業務量)</p> <p>本事業で実施する各業務に関する、過年度実施数量を参考数量として以下に示す。ただし、ストックマネジメント計画に基づく業務については、計画値としている。</p> <p>③ 住民対応業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分類</th> <th>参考見込み数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故初動対応 (事業範囲全域対象)</td> <td> 事故発生箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 </td> </tr> <tr> <td>通報初動対応 (事業範囲全域対象)</td> <td> 通報箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 </td> </tr> <tr> <td>災害対応 (事業範囲全域対象)</td> <td> 災害対応箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・風水害 約 10 件/年 </td> </tr> </tbody> </table>	業務分類	参考見込み数量	事故初動対応 (事業範囲全域対象)	事故発生箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 	通報初動対応 (事業範囲全域対象)	通報箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 	災害対応 (事業範囲全域対象)	災害対応箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・風水害 約 10 件/年 	修正
業務分類	参考見込み数量																	
事故初動対応 (事業範囲全域対象)	事故発生箇所及び通報箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 																	
通報初動対応 (事業範囲全域対象)																		
災害対応 (事業範囲全域対象)	災害対応箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・風水害 約 10 件/年 																	
業務分類	参考見込み数量																	
事故初動対応 (事業範囲全域対象)	事故発生箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 																	
通報初動対応 (事業範囲全域対象)	通報箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・通報・事故時の初動対応 約 200 件/年 ・夜間休日等の緊急対応業務 約 100 日/年 																	
災害対応 (事業範囲全域対象)	災害対応箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・風水害 約 10 件/年 																	
新 P. 8 旧 P. 8	<p>4 基本条件</p> <p>(1) 共通の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、各関係法令や基準に則り事業を進め、本趣旨である下水道施設の適切な管理・更新を行うこと。なお、関係法令や基準等の改定に応じて随時見直しを行うこと。 ・事業者が市の指示に反して作業を続行した場合、及び市が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。 ・事業者は、各業務の結果については、月間業務報告及び年間業務報告としてそれぞれ市へ報告を行うとともに、各業務の支払い時期に応じて必要な成果品を提出すること。また、維持管理情報として「下水道台帳システム」へデータを蓄積すること。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、市と事業者の協議により決定する。 ・事業者は、地元企業が対応可能な業務は、できるだけ地元企業の活用すること。 	<p>4 基本条件</p> <p>(1) 共通の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、各関係法令に則り事業を進め、本趣旨である下水道施設の適切な管理・更新を行うこと。 ・事業者が市の指示に反して作業を続行した場合、及び市が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。 ・事業者は、各業務の結果については、月間業務報告及び年間業務報告としてそれぞれ市へ報告を行うこと。また、維持管理情報として「下水道台帳システム」へデータを蓄積すること。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、市と事業者の協議により決定する。 ・事業者は、地元企業が対応可能な業務は、できるだけ地元企業の活用すること。 	修正															
新 P. 10 旧 P. 10	<p>(4) 事業計画に対する報告書に関する事項</p> <p>事業者は、事業の実施状況について把握できるよう、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異、課題や改善点、次年度及び次月度以降の見通し、市の維持管理に対し一層の効率化に資する提言を盛り込んだ年間事業報告書及び月間事業報告書を作成し市に提出すること。</p>	<p>(4) 事業計画に対する報告書に関する事項</p> <p>事業者は、事業の実施状況について把握できるよう、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異、課題や改善点、次期以降の見通し、市の維持管理に対し一層の効率化に資する提言を盛り込んだ年間事業報告書及び月間事業報告書を作成し市に提出すること。</p>	修正															

頁	新	旧	備考欄
新 P. 14 旧 P. 14	<p>6 技術管理</p> <p>事業者は、本事業の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。 ・本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。 ・委託等をする場合は、当該業務の実施にあたり法令上求められる要件及び市が別途定める要件はもとより、事業者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適切な者に業務を行わせること。 <p>7 市職員に対する技術の向上及び技術の継承</p> <p>事業者は、本業務の実施にあたり、将来にわたって持続可能な維持管理体制の確保を見据え、市職員に対する技術力の向上及び技術の継承に配慮すること。特に、管路施設の維持管理、点検・調査、劣化判定、修繕・改築計画、緊急時対応並びに維持管理データの活用等に関する知識及び技術について、市職員が適切に理解し、必要な技術的判断を行うことができるよう努めること。</p> <p>なお、技術向上及び技術継承に係る具体的な内容、体制及び方法については、実施計画を策定し年間事業計画書に盛り込み、市に提出すること。</p>	<p>6 技術管理</p> <p>事業者は、本事業の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。 ・本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。 ・委託等をする場合は、当該業務の実施にあたり法令上求められる要件及び市が別途定める要件はもとより、事業者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適切な者に業務を行わせること。 ・技術の向上と継承に向けて、市職員に対する研修にも配慮すること。 	修正 追加
新 P. 23 旧 P. 23	<p>第5 住民対応業務に関する要求事項</p> <p>2 業務内容に関する事項</p> <p>(2) 業務内容</p> <p>本市の市外局番による電話番号もしくはフリーダイヤルを開設し、市民からの電話等への通報の受付業務を行う。そして、受付内容に関しては記録整理を行う（全ての初動対応を対象とする）対応時間は、事業期間中、24 時間 365 日の電話等の対応とする。業務終了後は、内容、時間等を市に対して報告すること。また、月間業務報告書にて、件数、内容、時間等を市に報告すること。</p>	<p>第5 住民対応業務に関する要求事項</p> <p>2 業務内容に関する事項</p> <p>(2) 業務内容</p> <p>市民からの電話等への通報の受付連絡を受け、記録整理を行う（全ての初動対応を対象とする）対応時間は、事業期間中、24 時間 365 日の電話等の対応とする。業務終了後は、内容、時間等を市に対して報告すること。また、月間業務報告書にて、件数、内容、時間等を市に報告すること。</p>	追加 修正
新 P. 27 旧 P. 27	<p>第6 計画・設計業務に関する要求事項</p> <p>2 業務内容に関する事項</p> <p>(1) 業務分類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 下水道事業計画変更 ② スtockマネジメント計画策定（汚水のみ） ③ 修繕改築詳細設計業務（汚水のみ） 	<p>第6 計画・設計業務に関する要求事項</p> <p>2 業務内容に関する事項</p> <p>(1) 業務分類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 下水道事業計画変更 ② スtockマネジメント計画策定 ③ 修繕改築詳細設計業務（汚水のみ） 	追加

頁	新	旧	備考欄
新 P. 28 旧 P. 28	<p>(2) 業務内容</p> <p>② スtockマネジメント計画策定業務 (汚水のみ)</p> <p>現計画は令和7年度に策定し、事業期間は令和8年度～令和12年度までの5カ年、対象施設は汚水管路施設、汚水マンホールポンプ施設、汚水中継ポンプ施設としている。</p> <p>概ね5年毎を想定し、令和12年度並びに令和17年度に新たなStockマネジメント計画策定(実施方針の見直し及び修繕改築計画策定)を行う。ただし、計画期間中に変更すべき事由が生じた場合は、必要に応じて改定を行うこと。</p>	<p>(2) 業務内容</p> <p>③ Stockマネジメント計画策定業務</p> <p>現計画は令和7年度に策定し、事業期間は令和8年度～令和12年度までの5カ年、対象施設は汚水管路施設、汚水マンホールポンプ施設、汚水中継ポンプ施設としている。</p> <p>概ね5年毎を想定し、令和12年度並びに令和17年度に新たなStockマネジメント計画策定(実施方針の見直し及び修繕改築計画策定)を行う。ただし、計画期間中に変更すべき事由が生じた場合は、必要に応じて改定を行うこと。</p>	追加
新 P. 29 旧 P. 29	<p>4 Stockマネジメント計画策定業務 (汚水のみ) に関する事項</p> <p>① 事業者は、市の上位計画である下水道事業経営戦略や下水道ビジョン、関連計画である上下水道一体耐震化計画の変更等がある場合は、必要に応じてStockマネジメント計画実施方針を見直すこと。</p> <p>② 事業者は、現行のStockマネジメント計画の実施結果及び維持管理情報、本業務で実施する点検・調査の実施結果を基に、新たなStockマネジメント計画を策定すること。</p> <p>③ 新たなStockマネジメント計画の策定後、兵庫県上下水道課やその他関連機関との協議がある場合は同行し、円滑に計画書の受理が図れるよう努めること。</p> <p>④ 業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は相当な技術経験を有する者を配置すること。</p> <p>⑤ 国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱(下水道事業)に適合するよう実施すること。</p>	<p>4 Stockマネジメント計画策定業務に関する事項</p> <p>⑥ 事業者は、市の上位計画である下水道事業経営戦略や下水道ビジョン、関連計画である上下水道一体耐震化計画の変更等がある場合は、必要に応じてStockマネジメント計画実施方針を見直すこと。</p> <p>⑦ 事業者は、現行のStockマネジメント計画の実施結果及び維持管理情報、本業務で実施する点検・調査の実施結果を基に、新たなStockマネジメント計画を策定すること。</p> <p>⑧ 新たなStockマネジメント計画の策定後、兵庫県上下水道課やその他関連機関との協議がある場合は同行し、円滑に計画書の受理が図れるよう努めること。</p> <p>⑨ 業務の高い質を確保するため、照査を実施し、成果品に遺漏が無いよう努めること。なお、照査技術者は相当な技術経験を有する者を配置すること。</p> <p>⑩ 国庫補助金対象事業となる場合は、社会資本整備総合交付金要綱(下水道事業)に適合するよう実施すること。</p>	追加
新 P. 36 旧 P. 36	<p>5 台帳管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検・調査及び修繕・改築業務終了後、本維持管理業務において業務に支障のない期間で下水道管路台帳システムに新しい情報を登録し最新情報に更新すること。なお、台帳システムの更新業務内容に関しては、別紙5に示す市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。 民間開発事業等で整備された下水道施設に関する情報も下水道台帳に反映させること。 汚水・雨水の台帳について、業務開始から5年を目標に一元管理が可能となるよう整備すること。 	<p>5 台帳管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検・調査及び修繕・改築業務終了後、本維持管理業務において業務に支障のない期間で下水道管路台帳システムに新しい情報を登録し最新情報に更新すること。なお、台帳システムの更新業務内容に関しては、別紙5に示す市の過年度における発注業務の業務内容事例を参考とすること。 民間開発事業等で整備された下水道施設に関する情報も下水道台帳に反映させること。 汚水・雨水の台帳について、一元管理が可能となるよう整備すること。 	追加
新 P. 40 旧 P. 40	<p>第11 契約終了時に関する要求事項 (措置)</p> <p>1 施設機能確認</p> <p>事業者は、契約終了時に以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業期間終了時において、業務の対象となる全ての対象施設(改築箇所を除く)が管路施設としての機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後1年以内に事業者起因の不具合が発見されない状態に整備すること。なお、本事業期間中、事業者が計画・施工した改築工事箇所については、事業期間終了後2年間、大規模修繕を要することのない状態に整備・点検を行い、その健全性を補償すること。 	<p>第11 契約終了時に関する要求事項 (措置)</p> <p>1 施設機能確認</p> <p>事業者は、契約終了時に以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業期間終了時において、業務の対象となる全ての施設が管路施設としての機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後2年以内は改築等を伴う大規模修繕を要することのない状態に整備すること。 事業終了日前までの間に、継続して使用することに支障のない状態(軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む)を除く)であることを市に報告すること。 	修正

頁	新	旧	備考欄
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了日前までの間に、継続して使用することに支障のない状態（軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く）であることを市に報告すること。 ・市が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴って市が事業者から所有移転を受ける器具、備品及び重機等を除くほか、一切の器具、備品及び重機等を撤去すること。 ・市が契約終了時に検査をした結果、施設に修繕、撤去が必要となった場合、相当の期間の経過後も修繕・撤去を行わないときには、市は事業者による修繕、解体撤去に代えて、第三者に対して当該修繕、解体撤去を委託（この場合、事業者は、当該修繕、解体撤去のために要した費用を負担）する。 ・市は契約終了日から 2 年以内に事業者が導入した設備等に契約不適合があることを知ったときは、事業者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修繕を請求し、又は修繕に代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を事業終了後 2 年以内に請求（ただし、市が合理的な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行っていない場合は除く）する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴って市が事業者から所有移転を受ける器具、備品及び重機等を除くほか、一切の器具、備品及び重機等を撤去すること。 ・市が契約終了時に検査をした結果、施設に修繕、撤去が必要となった場合、相当の期間の経過後も修繕・撤去を行わないときには、市は事業者による修繕、解体撤去に代えて、第三者に対して当該修繕、解体撤去を委託（この場合、事業者は、当該修繕、解体撤去のために要した費用を負担）する。 ・市は契約終了日から 2 年以内に事業者が導入した設備等に契約不適合があることを知ったときは、事業者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修繕を請求し、又は修繕に代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を事業終了後 2 年以内に請求（ただし、市が合理的な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行っていない場合は除く）する。 	

頁	新	旧	備考欄
新 別紙集 P. 38 旧 別紙集 P. 38	別紙4 業務実施体制 (1) 実施体制 事業者は、本件契約締結後、速やかに統括管理者、及び「維持管理業務」、「問題解決業務」、「住民対応業務」、「計画・設計業務」、「修繕・改築業務」それぞれの業務責任者を配置し、業務実施の体制を整えなければならない。なお、統括管理者及び各業務責任者に対し専任は求めないが、兼務の制限は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理者は、各業務責任者と兼務することを可能とする。 ・ 「維持管理業務」、「計画・設計業務」、「修繕・改築業務」の各業務責任者は、この三つの業務の内、二つの業務まで兼務することを可能とする。 ・ 「問題解決業務」と「住民対応業務」の業務責任者は、総括管理者もしくは「維持管理業務」、「計画・設計業務」、「修繕・改築業務」の各業務責任者のいずれかが兼務することを可能とする。 <p>また、事業者は、1名以上の常駐及び夜間休日の体制を構築しなければならない。</p>	別紙4 業務実施体制 (1) 実施体制 事業者は、本件契約締結後、速やかに統括管理者、及び「維持管理業務」、「問題解決業務」、「住民対応業務」、「計画・設計業務」、「修繕・改築業務」それぞれの業務責任者を配置し、業務実施の体制を整えなければならない。なお、統括管理者及び各業務責任者に対する兼務の制限は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理者と各業務責任者は兼務できないものとする。 ・ 「維持管理業務」、「計画・設計業務」、「修繕・改築業務」の各業務責任者は、この三つの業務の内、二つの業務まで兼務することを可能とする。 ・ 「問題解決業務」と「住民対応業務」の業務責任者は、「維持管理業務」、「計画・設計業務」、「修繕・改築業務」の各業務責任者のいずれかが兼務することを可能とする。 	修正 追加
新 別紙集 P. 38 旧 別紙集 P. 38	(3) 統括管理者及び業務責任者の要件 統括管理者及び各業務の業務責任者は、常勤の自社社員であり、かつ、 提案審査書類提出締切日 において引き続き3か月以上の雇用関係を有していなければならない。なお、SPCの場合は参画企業に当てはめることとする。	(3) 統括管理者及び業務責任者の要件 統括管理者及び各業務の業務責任者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有していなければならない。なお、SPCの場合は参画企業に当てはめることとする。	修正
新 別紙集 P. 38 旧 別紙集 P. 38	(4) 統括管理業務の責任者 事業者は、統括管理業務の履行について、 本業務全体の責任者として 管理を行う統括管理者を定めなければならない。 統括管理者は、下水道事業及び下水道管路施設の維持管理に関して専門知識と見識及び相当の経験を有し、業務に関する的確な判断ができ、安全衛生、教育等について指導監督ができる者とし、「1級土木施工管理技士」の資格を有する者、かつ下水道事業に係る実務経験を1年以上有する者としなければならない。	(4) 統括管理業務の責任者 事業者は、統括管理業務の履行について、管理を行う統括管理者を定めなければならない。 統括管理者は、下水道事業及び下水道管路施設の維持管理に関して専門知識と見識及び相当の経験を有し、業務に関する的確な判断ができ、安全衛生、教育等について指導監督ができる者とし、「1級土木施工管理技士」の資格を有する者、かつ下水道事業に係る実務経験を1年以上有する者としなければならない。	修正
新 別紙集 P. 40 旧 別紙集 P. 40	3. 計画・設計業務 (1) 下水道事業計画変更業務 (2) スtockマネジメント計画策定 (汚水のみ) (3) 修繕改築詳細設計 (汚水のみ)	4. 計画・設計業務 (1) 下水道事業計画変更業務 (2) スtockマネジメント計画策定 (3) 修繕改築詳細設計 (汚水のみ)	追加
新 別紙集 P. 78 旧 別紙集 P. 78	(2) スtockマネジメント計画策定 (汚水のみ)	(3) スtockマネジメント計画策定	追加